「令和7年度結婚に関する情報発信強化業務」提案競技実施要領

1 目的

本県では、これまで結婚を希望する独身者を対象に、出会いの場の創出や、縁結びボランティア「はぴこ」及びコンピューターマッチングシステム「しまコ」によるお引き合わせ支援等に取り組んできたが、これに加え、結婚希望はあるものの婚活をためらう独身者が婚活等に動き出せるよう、結婚に関する情報発信の取組を強化することで、結婚の希望が叶う環境を整備することを目的とする。

ついては、当要領により提案競技を実施し、事業の委託候補者を選定する。

2 提案競技に付する事項

- (1)業務 2:令和7年度結婚に関する情報発信強化業務
- (2)業務内容:「令和7年度結婚に関する情報発信強化業務」委託仕様書のとおり
- (3) 提案価格上限額: 3, 000, 000円 (消費税及び地方消費税を含む)
- (4) 事業実施期間:契約締結日から令和8年3月31日まで

3 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 単独の法人もしくは複数の法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) 参加する単独の法人もしくはコンソーシアムの構成員が、当該業務遂行に必要なノウハウを 有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有し、発注者との協力・連携体制を構築できる者であること。
- (3) 単独の法人もしくはコンソーシアムの構成員は、次の各号を満たすこと。
 - ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - ②直近1事業年度の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - ③島根県の区域内に事業所を有する者にあっては、島根県税の滞納がないこと。
 - ④島根県の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - ⑤複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、単独の法人として参加するなど、重複 して参加していないこと。
- (4) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその 措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者(同法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札

参加資格の受付がなされている者は除く。) でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

4 スケジュール

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は次のとおりとする。

(1) 公募開始 令和7年11月10日(月) (2) 質問受付期限 令和7年11月19日(水) (3) 提案競技参加申込書提出期限 令和7年11月26日(水) (4) 企画提案書提出期限 令和7年12月 4日(木) (5) プレゼンテーション及び審査会開催 令和7年12月10日(水) 令和7年12月中旬頃 (6)審査結果通知 (7) 契約締結等協議及び見積依頼 令和7年12月中旬頃 (8) 契約締結 令和7年12月下旬頃

5 書類提出先及び問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県健康福祉部子ども・子育て支援課企画推進係(島根県第二分庁舎2階)

TEL: 0852-22-6475 FAX: 0852-22-6124 E-mail: shosi-taisaku@pref. shimane. lg. jp

担当者:川上・齋藤

6 提案競技説明手続き

(1) 提案競技実施要領の配布

下記ページで閲覧、ダウンロードが可能。

- ・島根県健康福祉部子ども・子育て支援課ホームページ http://www.pref.shimane.lg.jp/kodomo_kosodate/
- ・島根県入札情報ページ http://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/
- (2) 提案競技説明会

提案競技説明会は開催しない。

7 提案競技参加申込書の提出

(1)提出方法 郵送又は持参による。

(2) 提出期限

令和7年11月26日(水)午後5時まで

(郵送の場合は書留とし、令和7年11月26日(水)の午後5時までに必着のこと)

(3) 提出書類

提案競技参加申込書(様式1)

※コンソーシアムによる参加の場合、その旨を記載し、構成員全員の名簿を添付すること。

- (4) 添付書類(各1部)
 - ア 島根県内に事業所を有する者は、島根県税に滞納がないことの証明書(発行後3か月以内のもの、写し可)
 - イ 島根県内に事業所を有しない者は、主たる事務所が所在する都道府県税に滞納がないこと の証明書(発行後3か月以内のもの、写し可)
 - ウ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書(発行後3か月以内のもの、 写し可)
 - 工 法人登記事項証明書
 - 才 法人概要書

※コンソーシアムによる参加の場合、構成員全てについて該当する書類を添付すること。

8 提案競技に係る質問の受付

(1)受付期間

令和7年11月10日(月)から令和7年11月19日(水)午後5時まで

(2) 質問の方法

提案競技質問票(様式 2)により、メールまたはFAXで提出することとし、必ず到着確認の電話をすること。

(3) 質問の回答方法

質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて、島根県健康福祉部子ども・子育て支援課ホームページ(http://www.pref.shimane.lg.jp/kodomo_kosodate/)及び島根県入札情報ページ(http://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)に掲載して回答する。また、訪問又は電話による質問は、原則として受け付けないこととする。

(4) 質問の回答予定日

令和7年11月21日(金)までに回答する。

9 企画提案書の作成及び提出

(1) 企画提案内容

仕様書に記載された要件をすべて満たしていることを提示するとともに、次について、具体 的な提示を行うこと。

- ア 仕様書に定める業務を実施するために必要な事業計画(全体のコンセプト、企画構成内容 を明確に記載すること)
- イ 業務実施体制
- ウ 本委託業務遂行に必要な従事人数、従事日数 (時間)

- エ 業務実績(過去の本委託業務と類似業務の受注実績)
- 才 個人情報保護体制
- カ 見積書 (業務の実施に係る費用一式の明細を記載)
- (2) 企画提案書の規格

原則としてA4判の用紙を用い、各ページに番号をつけること。ただし、必要によりA3判の折り込みも可とする。

(3) 提出部数

正本1部、副本5部

(4) 提出期限

令和7年12月4日(木)午後5時

(5) 提出方法

郵送又は持参とする。郵送による場合は、書留郵便または書留郵便に準ずるものにより、令和7年12月4日(木)午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

10 選定方法

- (1) 別に定める「令和7年度結婚に関する情報発信強化業務に係る提案競技審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い、令和7年度結婚に関する情報発信強化業務の受託候補者を選定する。
- (2) 評価については、以下の点を考慮する。
 - ア 事業目的達成のための業務の全体計画が示されているか
 - イ 各業務において、具体的かつ効果的な手法が示されているか
 - ウ 仕様書を達成できる適切な内容となっているか
 - エ 委託業務遂行上、十分な推進体制となっているか
 - オ 具体的で実現可能なスケジュールが設定されているか
 - カ 委託業務遂行上、適正な見積書が提出されているか

なお、しまね子育で応援企業(こっころカンパニー)、しまね女性の活躍応援企業に該当する 場合は、加点評価をする。

- (3) 評価及び得点の付与方法は、企画、広報、業務遂行能力等の評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) プレゼンテーション
 - ア 日程・場所

令和7年12月10日(水)午前、島根県松江市内 ※時間・場所等、詳細については別途通知する。

イ プレゼンテーションの方法

30分以内で提案競技参加者による説明を行った後、審査委員からの質問時間を15分程度設定する。

(5) 審査結果の通知

- ア 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- イ 審査経過については公表しない。また、選定結果に対しての異議申立ては受け付けない。

11 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しなかったとき
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき

12 契約の締結

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者(以下「契約予定者」という。)と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 支払方法

契約予定者と協議の上、定める。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

13 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語、通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) 書類提出後に辞退する場合は、書面でその旨を申し出ること。
- (8) 提案者は、企画提案書の提出をもって、提案競技実施要領及び仕様書の記載内容に同意したものとする。

(9) 事業の効果、	効率性の観点から、	採用された企画の内容を変更することがある。